

市川市病児・病後児保育事業委託業務事業者選考評価基準

1 基本事項

市川市病児・病後児保育事業委託業務の事業者を公募し、申し込みのあった者の中から、別途定める「市川市病児保育施設設置・運営主体の評価に関する基準」に基づき設置する評価委員において、優先交渉権者を選考するための評価方法及び基準を定めるものである。

2 評価方法について

評価委員は、別表1「市川市病児・病後児保育事業委託業務事業者選考評価基準表」に従い、基礎点と加算点についてそれぞれ評価・採点を行う。

なお、基礎点については、「特に優れている」、「優れている」、「普通」、「劣っている」、「かなり劣っている」の5段階で評価・採点をするものであり加算点については特定の要件を満たす場合にのみ点数を加算するものとする。

3 配点について

各評価委員の配分される評価基礎点は150点満点とし、これに加算点（50点満点）を加えた点数を評価点（200点満点）とする

4 評価の方法

- (1) 評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者として選考する。
- (2) 評価点が高い者が複数ある場合は、重要度Aの評価項目のみの評価点を合計し、最も高い者を優先交渉権者として選考する。重要度Aの評価項目の評価点の比較においても選考が出来ない場合は、病院併設型の提案をした者を優先する。病院併設型の提案を優先しても選考が出来ない場合は、病児・病後児保育事業の経験年数を比較し、最も経験年数が高い者を優先する。病児・病後児保育事業の経験年数の比較においても選考が出来ない場合は、病児・病後児保育事業の実施設数を比較し、最も施設数が多い者を優先する。
- (3) 評価の結果、評価点の合計が各評価委員に配点された評価基礎点の合計の6割に満たない場合は、応募者が1者の場合であっても、優先的交渉権者として選考しないものとする。

別表 1

評価基準表

評価項目		評価の視点	参考	重要度	配点 又は 加算	評価					
						特に優 れている	優れて いる	普通	劣って いる	かなり 劣って いる	
基礎点	1	全体計画	応募動機について(事業に対する意欲や熱意があるか)	③企画提案書第1項	B	5	5	4	3	2	1
	2		事業に対する理念	③企画提案書第2項		5	5	4	3	2	1
	3		事業の趣旨を十分に理解した提案・事業計画となっているか	⑦事業計画		5	5	4	3	2	1
	4		事業を継続的に運営できる資金計画となっているか また、事業を安定的に運営できる経営基盤・経営能力があるか	⑧資金計画 ⑨貸借対照表 収支計算書		5	5	4	3	2	1
	5	業務全般	実施予定地は事業を実施する上で適格(利便性など)であるか	③企画提案書第3項	A	10	10	8	6	4	2
	6		保育及び看護方針について	③企画提案書第4項 ⑦事業計画		10	10	8	6	4	2
	7		預かり児童の健康管理について	③企画提案書第5項		10	10	8	6	4	2
	8		感染症対策に関する取り組みについて	③企画提案書第6項		10	10	8	6	4	2
	9		医療機関等との連携体制の構築に関する取り組みについて また、医療機関以外の法人等の場合は、協力医の確保に向けての取り組みについて	③企画提案書第7項		10	10	8	6	4	2
	10		衛生管理に関する取り組みについて	③企画提案書第8項		10	10	8	6	4	2
	11		事業を確実に運営できる人員配置計画となっているか (職員の急な体調不良等、緊急時にも対応可能な体制作り)	③企画提案書第9項 ④予定構成一覧		10	10	8	6	4	2
	12	実施体制に ついて	職員の育成(研修等)に関する取り組みについて	③企画提案書第10項	10	10	8	6	4	2	
	13		職員の確保(採用計画や離職対策等)に関する取り組みについて	③企画提案書第11項	10	10	8	6	4	2	
	14		地域や保護者との信頼関係の構築への取り組みについて	③企画提案書第12項	10	10	8	6	4	2	
	15		児童虐待対応等における関係機関との連携について	③企画提案書第13項	10	10	8	6	4	2	
	16		事故防止や不審者対策、災害に備えての体制作り (避難訓練、防災マニュアルの作成、職員研修等)	③企画提案書第14項	10	10	8	6	4	2	
	17		送迎対応時の体制について (送迎方法、人員配置、連絡体制、かかりつけ医への受診、指導医の選定等)	③企画提案書第15項	10	10	8	6	4	2	
評価委員採点(基礎点)合計①						150	150	120	90	60	30

評価項目		評価の視点	参考	重要度	配点又は加算	評価
加算点	1	実施施設について	③企画提案書	A	20	
	2			B	5	
	3				5	
	4				5	
	5	運営実績について	⑥業務実績書	B	5	
	6				5	
	7	見積額の妥当性	全応募者中、最低見積額を提示した者に加点を行う。なお、最低見積額を提示した者が複数いる場合は、最低見積額を提示した全ての者に加点を行うものとする。但し、応募者が 1 社の場合は見積額にかかわらず、加点はしないものとする。	⑤本事業実施に係る見積書及び内訳	B	5
加算点合計⑥					50	
評価点合計 (A+B)					200	